

# 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団児島ホームヘルプステーション運営規程

(平成13年 3月28日訓令第 8号)

改正 平成15年 7月16日訓令第35号  
平成16年11月25日訓令第 4号  
平成17年 7月26日訓令第13号  
平成18年 9月29日訓令第13号  
平成19年 5月29日訓令第 5号  
平成20年 1月25日訓令第 3号  
平成20年 5月30日訓令第13号  
平成21年 5月29日訓令第 9号  
平成21年12月25日訓令第13号  
平成23年11月29日訓令第17号  
平成25年11月21日訓令第11号  
平成27年11月26日訓令第 8号  
平成30年 3月29日訓令第 3号  
令和 4年12月15日訓令第17号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が開設する社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団児島ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護サービス事業及び第1号訪問事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護サービス及び第1号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定訪問介護サービス事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業所の第1号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 児島ホームヘルプステーション

(2) 所在地 倉敷市児島小川町3681番地の3 (倉敷市役所児島支所6階)

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上 (常勤職員)

サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 8名以上 (常勤職員3名以上 (サービス提供責任者を含む)、非常勤職員5名以上)

訪問介護員は、訪問介護サービス業務に従事する。

(4) 事務員 1名 (常勤職員)

事務員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の業務区分に応じ、当該各号のとおりとする。

(1) 受付・相談業務 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。

(2) 訪問介護業務 日曜日から土曜日までの午前7時から午後9時まで。

(訪問介護サービスの内容及び利用料金)

第6条 指定訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体の介護に関すること

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭・洗髪

カ 通院等の介助その他必要な身体の介護

(2) 生活の援助に関すること

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ その他必要な家事

(3) 相談、助言に関すること

ア 生活、身上、介護に関する相談、助言

イ その他必要な相談、助言

2 利用者は、訪問介護サービスの利用を当日になって中止する場合は、キャンセル料を支払うものとする。ただし、利用者の入院等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(緊急時の対応方法等)

第7条 現に訪問介護サービスを行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告し、主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、利用者が訪問介護サービスを受けているときに、事故を発生させ、又は事故にあった場合は、遅滞なく所定の事故報告書を作成し理事長へ提出しなければならない。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、倉敷市の児島区域とする。

(虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項)

第9条 事業所は、利用者に対する虐待の防止さらには虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止、早期発見及び早期対応に関する虐待防止等責任者及び虐待防止等担当の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待防止等についての啓発のための定期的な研修の実施

(5) 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査への協力

(6) 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が定期的開催する虐待防止及び身体拘束等適正化委員会への管理者虐待防止等責任者又は虐待防止等担当者の出席及びその結果についての職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が定期的開催する虐待防止及び身体拘束等適正化委員会に虐待防止等責任者又は虐待防止等担当者が出席し、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 職員は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会が整備した身体拘束等適正化のための指針を遵守する。

(3) 職員は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会が定期的実施する身体拘束等適正化のための研修を受講する。

(苦情解決)

第11条 提供した訪問介護サービスに関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(秘密保持)

第12条 事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を洩らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

2 事業所及び事業所の職員は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年2回

(3) その他関係機関が開催する研修会等への参加

2 事業所の会計は他の会計と区分し、会計年度は当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 職員は、利用者等からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備するとともに、担当者会議の記録、その他指定訪問介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保持する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年 7月16日訓令第 35号)

この規程は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年11月25日訓令第 4号)

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年 7月26日訓令第13号)

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年 9月29日訓令第13号)

この規程は、議決の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年 5月29日訓令第 5号)

この規程は、議決の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年 1月25日訓令第 3号)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成20年 5月30日訓令第13号）

この規程は、議決の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年 5月29日訓令第 9号）

この規程は、議決の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月25日訓令第13号）

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成23年11月29日訓令第17号）

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成25年11月21日訓令第11号）

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成27年11月26日訓令第 8号）

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成30年 3月29日訓令第 3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 4年12月15日訓令第17号）

この規程は、議決の日から施行する。